

## 関連説明第1号 資料5

### <パブリックコメント結果>

- 意見募集期間：平成30年（2018年）8月16日（木）から9月14日（金）までの30日間
- 意見提出者数：4人
- 意見数：6件（うち類似意見1件）

No.	該当ページ	意見の概要	市の考え方
<b>4 市街化調整区域の保全と活用の方針</b>			
<b>(1) 保全優先型</b>			
1	18	水道水源区域はどのような基準で設定しているのか。水道水源区域は各河川の上流域のみでなく地下水脈についても考慮し、各河川の上流域に隣接した区域を水道水源区域に準じた扱いにすべきではないか。	<p>札幌の生活用水は、白川取水場（豊平川）、発寒川取水場（琴似発寒川）、宮町取水場（星置川・滝の沢川）から取水しており、これらの取水場における各河川の上流域を、本市の「水道水源区域」として設定しています。なお、水道水源区域の区域界は、主に各河川の流域にある山の分水嶺となります。</p> <p>今回の見直しでは、この水道水源区域が上水道の水質に直接影響を及ぼすことから、この区域を対象に開発（建築）行為を規制することで、森林伐採による涵養力の低下や土砂の流出、または事業場からの排水による水質汚染等を未然に防ぐことを検討しています。</p>
<b>(3) 魅力創造誘導型</b>			
2	28	「札幌ドームと相乗効果が期待できる多様な施設の立地など、周辺を含めた更なる活用を図ります」という取り組みの方向性に賛成する。 例えば、国道36号と羊ヶ丘通との間の土地を利用し、「さっぽろ道の駅」を立地させ、各区で収穫された農産物や市内で造られた工業製品等を販売し、札幌の魅力発信拠点としてすることで、札幌のブランド価値アップと発展につなげることができるのではないか。	<p>札幌ドーム周辺は、第2次札幌市都市計画マスターplanにおいて、高次機能交流拠点として位置づけられており、拠点としての機能や魅力の向上に資する土地利用の限定的な許容を検討することとしています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	30	モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺は、交通の便が悪く採算の望めない立地であるため、飲食店や物販店を認める必要はないのではないか。	<p>モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺は、第2次札幌市都市計画マスターplanにおいて高次機能交流拠点に位置づけており、拠点としての機能や魅力の向上に資する土地利用の限定的な許容を検討することとしています。</p> <p>今回の見直しでは、拠点周辺における利便性及び魅力の向上に資する民間開発を促すために、土地利用の規制緩和を検討しています。</p> <p>交通に関しては、札幌市が今年度、バスで都心部のホテルからモエレ沼公園・サッポロさとらんど・サッポロビール博物館（サッポロビール園）をめぐる周遊バス運行実証事業を展開するなど、交通アクセス改善に向けた取り組みを行っています。</p>
<b>5 効果的な運用に向けて</b>			
4	32	市街化調整区域に存在する遊休地について、経済優先ではなくSDGsの理念に沿つ形で有効に活用できるような制度等の整備をしてほしい。 ※SDGs（持続可能な開発目標）：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標	<p>市街化調整区域においては、農地や自然環境を保全することを前提として、市街地の外ならではの土地利用が図られるよう対応してきましたが、今後は市街化調整区域の特質を生かし、土地を適切に活用する視点も必要であると考えております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<b>その他</b>			
5	/	市街化調整区域には細かく宅地割りされた現状有姿分譲地が数多く存在しているが、そのほとんどが有効に活用することが困難である。 国においては、このような遊休地に対する施策を講じ始めていることから、札幌市においても、土地利用の観点から土地を活用できる諸制度等の整備を進めてほしい。	<p>ご指摘のとおり、市街化調整区域には現状有姿分譲地が点在している状況であり、札幌市においても国の動向を注視していかないと考えています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>